

議題 死刑制度について

2016年度の第1回となる第39回市民会議は、「死刑制度について」というテーマで行われた。

当会理事者から、当会として現時点で特定の立場を前提とするものではないことの説明があり、(1)当会としての死刑制度に関する活動と取り組み(2013年度の死刑制度検討協議会の設置、本年度の終身刑の導入についてのシンポジウムの開催等)、(2)日弁連の死刑制度に関する活動と取り組み(2011年度の人権大会における死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言、2014年度の市民に対し死刑廃止についての議論を呼び掛けるパンフレットの作成等)の紹介があり、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 日弁連作成の死刑廃止についての議論を呼び掛けるパンフレットについて

津山：日弁連が作成した死刑廃止についての議論を呼び掛けるパンフレットの中で、凶悪犯罪が減り続けているとあるが、動機のない殺人や身近な場所で起きる殺人が増えていることなど、必ずしも統計で見えない問題があるのではないか。体感治安など、そうした問題に対する弁護士会の意見をはっきりさせておいた方がよい。

江川：日弁連のパンフレットの最初のページに基本的立場ということが書いてあるが、議論を呼び掛けると言いながら、単に死刑廃止に軸足を置いているという程度ではなくて、死刑廃止という結論ありきという感じがする。私も死刑について、今の制度がすべてよいとは思っていないが、これでは例えば死刑を存置している中で改革をしたいという立場は出る幕がない。

田中：私も日弁連のパンフレットは、死刑は廃止すべきという前提であるように思える。死刑のない社会が望ましいという根拠として、罪を犯した人は必ず更生する、そしてすべての人が尊厳を持って共生できるという前提で書いてある。すべての人が共生できるかという、必ずしもそうではない。その共生できない人をどうするかという議論であると思う。すべて共生することがよいことだという話をしても、それでは説得力がない。

2. 終身刑について

江川：終身刑の導入について議論があるが、行刑の実態を理解しているか疑問である。無期懲役囚は長期化していても、いつか出られるかもしれないという希望があるから、なるべく懲罰を受けないように、規則の中で生活をしている。しかし、終身刑になって、そうした希望が全くないという人たちを管理する刑務官は、非常に厳しい対応を迫られる。終身刑を死刑の代替刑として提案するという事は、違うのではないかと思う。

後藤：矯正関係者は、釈放の可能性がない終身刑が導入されたら、現場はもたないと言っている。旭川刑務所では、4年間くらい全く無期懲役囚の仮釈放が出なかったことがある。そのとき、いかにその人たちに希望を持たせ、きちんと受刑させるかということにかなりのエネルギーが使われたということを知っている。

ヨーロッパ人権裁判所は、終身刑は釈放の可能性がなければヨーロッパ人権条約違反だとしている。絶対的終身刑の議論を、ここですることは不毛であるように思われる。

市民会議委員(7人)

*敬称略

*2016年7月12日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
後藤 弘子 (千葉大学法科大学院教授)
田中 常雅 (東京商工会議所副会頭)
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)
長友 貴樹 (調布市長)

3. 国民世論について

後藤: そもそも死刑廃止か存置かという問題の立て方自体が非常にオールドファッションであると思う。

デイビッド・ジョンソンという、ハワイ大学の研究者の最近の研究によると、国民の意見で死刑を廃止したという国は、どこにもないとのことである。例えばイギリスでは、世論調査をすると半数以上が死刑を存置すべきという結果が出ていたにもかかわらず、政治の責任として死刑廃止を決めている。アメリカのマサチューセッツ州は死刑を廃止しているが、復活すべきとの意見が被害者から出ているし、世論調査をすれば死刑復活が必ず半数を超える。

他の国が死刑を廃止したプロセスが、国民世論とはまた別の政治的な配慮で行われているというときに、相も変わらず世論調査とか、国民を何とかしようというような話をしても、死刑廃止はできない。先ほど体感治安の話もあったが、メディアが毎日のように殺人ばかり報道をしているという報道の仕方の問題もある。

世界の中で、例えばイギリスではこういうふうにして死刑を廃止しました、だけど、今はこうなっています、というような例を挙げて、では私たちの国はどうしたらいいんでしょうという、もっと議論の方法のラジカルな視点の変更がないと、議論は進まないのではないかと。

岡田: 弁護士の中で意見が分かれているところで、市民にどうですかと言われても答えるのは難しい。被害者の立場からすれば、死刑というのはあってほしいと思うだろうし、かと言って最近のように冤罪で再審が認められて、捜査段階の状況が昔とあまり変わっていないらしいということを目の当たりにすると、果たして死刑制度は存置させてよいのかどうかという

疑問もある。

また、裁判員制度になって、裁判員にとって死刑というのは、ものすごく負担になっていることなども考えると、やはりどこかで国民も考えなければならない。

磯谷: 国民の世論に死刑存置の意見が多いのは、被害者感情とか、死刑の犯罪抑止効果への期待があると思う。ただ、普通の国民は、国際的な情勢の中で死刑の廃止をしていない国が徐々に少なくなっていることは知らないし、ましてや弁護士会がこうした取り組みをしていることは、全く知らないところだと思う。

そうした中で、弁護士会としては、前回のテーマでもあった法教育などを通じて、国民の議論を深めていくことが重要ではないかと。

田中: 日本とヨーロッパでは、宗教も違うし、文化も違う。死刑廃止がグローバルスタンダードであって、すぐに飛びつくべきという話では必ずしもないと思う。

命の代償として命を取るというのは、全く論理性がなく説得力もないが、それでは、すべての人が尊厳を持って共生できる社会をつくれるかという、そうではないという矛盾がある。社会のシステム、社会装置として死刑という制度を、非論理的な、超論理的な制度として取り入れているのだと思う。

それに変わるものがあるのか、終身刑がいいのか、若しくはそういう共生できない人を、社会で抱える必要があるのかということ議論すべきだと思う。

4. 被害者感情等について

津山: 光市事件は、BPOが一方的すぎる報道だと批判をしたが、一つの転換点であった。

それまでは、新聞の多くは、遺族の報復感情をそのまま表すような報道はやめるようになってきた。しかし、あの事件でたがが外れてしまい、遺族感情がストレートに報じられるようになった。

こうしたメディアの報道のあり方について、弁護士会の方から問題点を指摘していただけたらと思う。

長友：地方自治体と死刑とは、ほとんど関係なく、一介の市井の民としての意見しか言えないが、自分の経験から言うと、以前は、どちらかという、できれば死刑をなくす方向で考えるべきという気持ちは比較的あった。しかし、我が市で連続放火事件があって、祖父母に育てられていた小学6年生が亡くなるという事件があった。対策本部をつくって、私も日夜対応して、遺体安置所にも行ったが、そのときから少し考えが変わった。死刑廃止に反対ではないけど、容易に賛成はできないと。

もう1つ、世界の国連の加盟国が193ぐらいある中で、宗教にかかわらず、人口が多い方から10か国のうち8か国は死刑を存置している。20か国のうちでは13か国が存置している。それをどう考えるのかという素朴な疑問はある。

5. 弁護士会としてどう取り組むべきか

津山：裁判において、被告人の生い立ちや生育歴など重要な情報が明らかにならないまま公判が進んでいることがある。存置か廃止かという前に、もう少しきちんと被告人側の事情が法廷に反映できるようにするということが大事ではないか。そして、廃止には、フランスの例からも言えるように、死刑判決を減らす努力が先行しなければならないと思う。

法廷での弁論の充実ということ言えば、最高裁では被告人は出てこないが、何とかならないものか。被告人に主張する最後の機会を与えてほしい。

江川：もう少し社会的な議論をということであれば、弁護士会として1回廃止の結論めいたものを取り下げて、今の死刑制度についてどう考えるのかという、全くフラットなところから始めるべきだ。

例えば裁判員裁判の場合には、1審で死刑を確定しないようにしようという提案もできる。あるいは、私は死刑の執行猶予というものを導入するべきということを前から言っているが、そうした議論もしやすくなる。ゴールを決めてしまうと、そういう議論というのは、あまり意味がないということになる。本当に議論をしたいのであれば、1回その結論めいたものを下ろした方がよいのではないかと。

後藤：廃止か存置かという神々の争いになってしまっているので、立場を越えて議論をすべきだ。今、死刑制度がある中で、例えば刑事弁護人の活動やそれに対する弁護士会による支援は十分なのか。本当に死刑を廃止したいのであれば、死刑の言渡しをどうやって減らすかを考えていくというのも、弁護士会としてはあり得る戦略だと思う。

アメリカでは、スーパー・デュー・プロセスといって、死刑の言渡しには特別な手続を採用している。死刑は特別なものであるということは、誰でも思っているわけで、その死刑の重みに合ったプロセスをつくる中で、議論が深まるのではないかと。

宗教学者とか、社会学者ではなく、弁護士という刑事被告人の弁護ができる特権的な立場にいる人が、何をすべきかということを考えていった方がよい。